

印鑑登録と証明手続きがかわります

「印鑑証明は手続きがめんどくさく、時間もかかる」「実印を他人に預けてたいへんな迷惑をうわつた」——こうした声にお答えしようとして、市では四月一日から、「印鑑登録と証明手続き」を次のように改正します。

この改正は——印鑑登録をする時、印鑑登録証がもらえます。以後は、この印鑑登録証を持っていけば証明書がとれる（実印や委任状などはいりません）——というもので、この改正により、印鑑証明をもらうために実印を持ち歩くことがなくなり、印鑑による事故を防ぐと同時に、事務のスピードアップにもなります。

以下、改正の内容を説明します。

現在印鑑登録をしている人で、引続き登録を必要とする人は——

◎昭和55年4月1日から
昭和56年3月31日まで

登録の切替え手続きをしてください。

なお、この期間中に切替えの手続きをしない場合は印鑑登録がまっ消されますのでご注意ください。

地区別切替え

このように、一年の間に切替えをしていただくようになっていますが、一度に多くの人が切替えをするとなると、窓口が混雑して長くお待ちになることになり、間違いが起きる迷惑をおかけすることにもなりますので、次の表により順次切替えをします。

ただし、印鑑証明の必要ない人は、そのつど改正後の条例による登録の切替えをして印鑑証明をとっていただくことになります。

地区別登録切替実施計画表

取城所	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1~3
本庁	岩村	国府	後免野田	長岡	大森	日章				
十市支所	十市									
三和支所	前浜	稲生	三和							
岡豊支所	八京	白木谷	岡豊							
領石支所	上倉	瓶岩	久礼田							

旧登録者で計画期間中で期切れ切替期間中に登録をなされた場合は、この期間中に切替えしなかつた場合は、3月31日までに全部抹消。

印鑑登録証を もつては……

印鑑の申請は本人が

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。本人が登録する印鑑をもって市役所市民課、またはよりの支所に申請してください。

やむを得ず代理人に依頼される場合は、委任の旨を証する書面（委任状など）と代理人の印鑑（みとめ印で可）が必要となります。

本人の確認

登録申請の際、本人の確認ができないときや代理人に依頼したときは、その場で印鑑登録証は発行しません。

確認のため照会書をお宅にお送りしますので、そのなかの回答書に必要なことを記入して本人が持

参してください。回答書と引換えに印鑑証をお渡しします。

やむを得ず代理人に依頼する場合は委任を証する書面と代理人の印鑑（みとめ印）が必要となります。

★回答書提出のときの注意

回答書は郵便で送らないでください。回答書と直接引換えに印鑑登録証をお渡ししますので、郵便で送られた場合は受理できません。指定された期日（15日）を経過しても回答書の提出がない場合は、登録の申請を取り消すこととなります。

印鑑登録できない印鑑

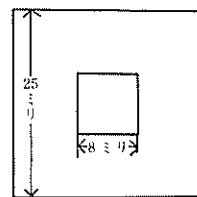
- ① 住民基本台帳または外国人登録原簿に記載されている氏名、または氏名もしくは名、氏名の一部を組合わせたもので表わしていないもの。
- ② 職業、資格、その他氏名以外の事項を表わしているもの。
- ③ ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。
- ④ 流し込み、機械ぼりなどにより多量に製造されているもの。
- ⑤ 印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。

また、この印鑑登録証には名前を書いてありません（番号のみ）ので、同じ世帯で二人以上の人が登録したときは、登録証の裏面の個人識別欄に目印をつけるなどして、人のものと間違わないようにしてください。

なお、今回の「改正」についてのくわしいおたずねは、市民課市民係窓口か、よりの支所へお問合せください。

〔市民課市民係〕

あなたの印鑑に合わせてください



（原寸大です）

- ⑥ 印面が欠けているものやすり減っているもの、およびわくのないもの。
- ⑦ 印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの。
- ⑧ その他、市長が適当でないと認めるもの。

印鑑登録証は大切に

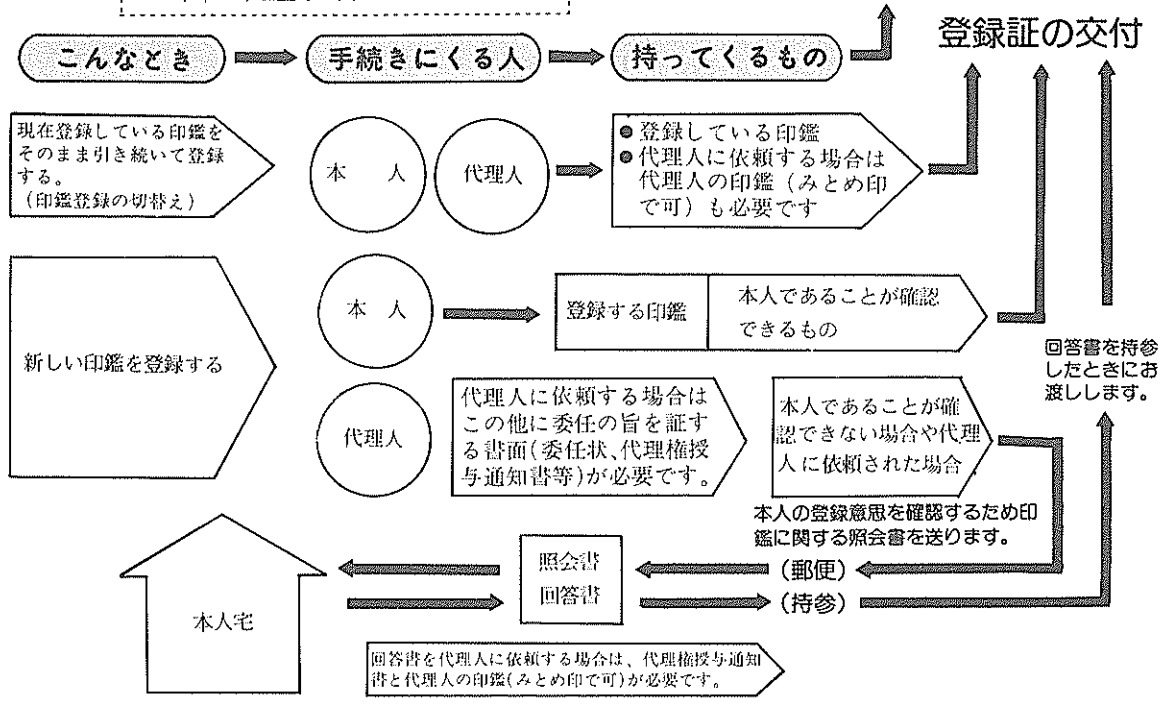
印鑑登録証は、印鑑登録証明書をとりと必ず持参しなければならぬものであり、しかも従来、申請の要件とされていた「実印」と「委任状」の両方の機能を兼ね備えたものとして位置づけられたものですから、実印と同様大切に保存してください。万一紛失したときはすぐに届出てください。

また、この印鑑登録証には名前を書いてありません（番号のみ）ので、同じ世帯で二人以上の人が登録したときは、登録証の裏面の個人識別欄に目印をつけるなどして、人のものと間違わないようにしてください。

1. 印鑑登録の手続きはこのようになります

ご本人を確認したうえで
印鑑登録証を発行します

- 本人であることが確認できるもの
- 運転免許証
 - 官公署の発行した許可証または身分証明書で本人の写真をはりつけたもの
 - 本市で印鑑登録を受けている人の保証



2. これからの印鑑登録証明書は 実印なしですぐもらえます

